

( 公 印 省 略 )  
介高第924-12号  
令和2年4月14日

各有料老人ホーム設置者  
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 } 様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 島田 和之

### 有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、内容を確認の上、ご対応いただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策については、既に各施設において確実に取組を進めているところですが、本県の有料老人ホームにおいて、1施設で40人以上の感染者が発生し、クラスター（感染者集団）となったことから、改めて、施設内及び職員の感染予防対策の徹底をお願いいたします。

また、感染予防対策にあたっては、別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」及び下記事項にご留意ください。

#### 記

1. 日頃から利用者の健康状態や変化の有無等の把握\*を行うこと。  
※毎日の検温の実施、食事等における体調の確認、  
訪問介護など利用している介護保険サービス事業所との情報共有 等
2. 利用者について、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状\*が出た場合は、速やかに保健所に報告すること。  
※発熱、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難） 等

なお、保健所への報告とあわせて当課へも報告（症状、施設での対応、保健所への報告内容等）してください。

事務担当 保健・居住施設係（電話：027-226-2566）
-----------------------------------